

消防救急活動において、国、都道府県、市町村の区別はないと思います、「国民の生命、身体、財産の保護」に係わる災害対応の非常通信での使用であるので、電波利用料は、徴収すべきではないと思います。また、119番の電話使用についても災害対応での使用であるため電話回線利用料は徴収されていません。

予算の枠が狭められている中で、消防資機材の保守、更新等大変厳しくなっております、消防活動を円滑に行い十分な災害対応が出来るよう、新たな財政負担をかけないようにお願いします。

長野県駒ヶ根市